

あすなろ(短期入所)重要事項説明書

1. サービスを提供する事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 愛和会
- (2) 法人所在地 豊中市寺内一丁目1番10号
- (3) 電話番号 06-6866-2941 FAX 06-6866-2950
- (4) 代表者氏名 理事長 高岡 秀幸
- (5) 法人設立日 平成14年 1月 10日

2. 利用施設の概要

- (1) 施設名 あすなろ(短期入所)
- (2) 所在地 豊中市寺内一丁目1番10号
- (3) 電話番号 06-6866-4830 FAX 06-6866-4830
- (4) 管理者氏名 管理者 河田 一樹
- (5) 運営の方針

この事業は、居宅においてその介護を行う方の疾病、その他の理由により施設への短期入所を必要とする方を対象に行います。
利用者の方の心身の状況に応じ、利用者の方の自立支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術を持って懇切丁寧に行います。

- (6) 開設年月日 平成18年10月 1日
- (7) 利用対象者 身体障がい者(18歳未満の者を除く)・知的障がい者(18歳未満の者を除く)障がい児(18歳未満の身体障がい者及び知的障がい者)精神障がい者(18歳未満の者を含む)難病等対象者
- (8) 利用定員 18名
- (9) 障がい福祉サービス事業者番号 2714000482
- (10) サービスを提供する対象地域 豊中市・吹田市・箕面市

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(11) 職員体制

名 称	資 格	常 勤	非 常 勤	常勤換算	計
管 理 者	介護福祉士	1名(兼務)		1名(兼務)	1名(兼務)
医師	医師免許		1名(兼務)		1名(兼務)
看護職員	看護師免許	1名			1名
管理栄養士	管理栄養士	1名(兼務)			1名(兼務)
生活支援員	介護福祉士	8名		8名	8名
生活支援員	社会福祉主事任用等	4名		4名	4名
事務員	1名(兼務)	1名(兼務)			1名(兼務)

(12) 各職種の職務内容

職名	職務内容
管 理 者	管理者は、職員の管理、指定短期入所の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うと共に、法令等において規定されている指定短期入所の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。
医師	利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。
看護職員	利用者に対して日常生活上の健康管理の強化や必要に応じた医療的ケアを行う。
生活支援員	利用者が地域で自立した生活を送れるように生活全般の支援を行います。

かんりえいようし 管理栄養士	えいよう かんが こんだて つく 栄養バランスを考えた献立を作ります。
じむいん 事務員	さまざま じむ かん 様々な事務に関する仕事をします。

(13) 各勤務体系

職名	勤務体系
管 理 者	8時30分～17時00分
医師	毎月第4金曜日 13時30分～14時30分
看護職員	8時30分～17時00分(利用者対応により勤務時間の変更あり)
生活支援員	8時30分～17時00分(利用者対応により勤務時間の変更あり)
管理栄養士	8時30分～17時00分
事務員	8時30分～17時00分

(14) 当施設の設備概要

部 屋	18部屋(全個室)	食堂兼談話室	3箇所
浴 室	4箇所	便 所	4箇所

* 部屋はベツト部屋と畳部屋があります。

(15) 営業日 ・4月1日～3月31日

* 緊急連絡電話 06-6866-4830

3. サービス内容

- ① 食事
管理栄養士によって作成された献立による食事を提供します。
- ② 入浴
毎日、順次入浴を行います。
※入浴が困難な場合は、清拭を行う等適切な方法で実施します。
- ③ 生活相談
利用者、その家族の方を対象とした指導員による生活相談を行います。
- ④ 個別支援
個々に応じた支援について検討を行い、実施、評価します。
- ⑤ レクリエーション等
利用者様の状況に合わせレクリエーションや創作活動の場を提供します。
- ⑥ 健康管理
宿泊時、毎朝バイタルチェック等を行い、体調管理をいたします。また、体調不良等発生した場合は併設する特別養護老人ホーム豊中あいわ苑内診療所で診療を受けることができます。

その他、排泄、着替え、就寝準備等、利用者の心身の能力を最大限に活用した支援を行います。

4. 日課表

日 課	時 間	内 容
睡 眠	22:00～7:00	就寝
起 床	7:00～	洗面、更衣、バイタルチェック
朝 食	8:00～	利用者全員で食事をします。
余暇時間	9:00～11:45	テレビ視聴、音楽鑑賞、ゲーム、創作活動等
昼 食	12:00～	利用者全員で食事をします。
余暇時間	13:00～14:45	テレビ視聴、音楽鑑賞、ゲーム、創作活動等
おやつ	15:00～	まんじゅう、ゼリー、ようかん、プリン等
余暇時間	15:30～17:00	テレビ視聴、音楽鑑賞、ゲーム、創作活動等
入 浴	17:00～20:30	自立入浴、介助入浴等
夕 食	18:00～	利用者全員で食事をします。
団らん	19:00～21:45	テレビ視聴、音楽鑑賞、就寝準備
睡 眠	22:00～	就寝

5. 利用料金

お支払いいただく利用料は次の通りです。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費から給付されるサービス(1日あたりの目安)

①福祉型短期入所サービス費(日中活動系サービス利用なし)

1. ご利用者の障がい程度区分(障がい者)	障がい者				
	区分1,2	区分3	区分4	区分5	区分6
2. 報酬単価(単位:1単位10.72円)	751単位	824単位	889単位	1026単位	1164単位
3. サービス利用料金	8050円	8833円	9530円	10998円	12478円
4. 介護給付費として市町村より代理受領する金額	7245円	7950円	8577円	9899円	11231円
5. うちサービス利用に係る自己負担金(定率負担)	805円	883円	953円	1099円	1247円

②福祉型短期入所サービス費(日中活動系サービス利用有り)

1. ご利用者の障がい程度区分(障がい者)	障がい者				
	区分1,2	区分3	区分4	区分5	区分6
2. 報酬単価(単位:1単位10.72円)	413単位	483単位	559単位	770単位	844単位
3. サービス利用料金	4427円	5177円	5992円	8254円	9047円
4. 介護給付費として市町村より代理受領する金額	3985円	4660円	5393円	7429円	8143円
5. うちサービス利用に係る自己負担金(定率負担)	442円	517円	599円	825円	904円

③福祉型短期入所サービス費(日中活動系サービス利用なし)

1. ご利用者の障がい程度区分(障がい児)	障がい児		
	区分1	区分2	区分3
2. 報酬単価(単位:1単位10.72円)	752単位	858単位	1026単位
3. サービス利用料金	8061円	9197円	10998円
4. 介護給付費として市町村より代理受領する金額	7255円	8278円	9899円
5. うちサービス利用に係る自己負担金(定率負担)	806円	919円	1099円

④福祉型短期入所サービス費(日中活動系サービス利用有り)

1. ご利用者の障がい程度区分(障がい児)	障がい児		
	区分1	区分2	区分3
2. 報酬単価(単位:1単位10.72円)	412単位	521単位	770単位
3. サービス利用料金	4416円	5585円	8254円
4. 介護給付費として市町村より代理受領する金額	3975円	5027円	7429円
5. うちサービス利用に係る自己負担金(定率負担)	441円	558円	825円

⑤加算について

1. 加算の種類	単独加算	栄養士加算 I	食事提供体制加算
2. 報酬単価(単位:1単位10.72円)	320単位	22単位	48単位
3. サービス利用料金	3430円	235円	514円
4. 介護給付費として市町村より代理受領する金額	3087円	211円	463円
5. うちサービス利用に係る自己負担金(定率負担)	343円	24円	51円

* 何れも1日あたりの金額で試算しています。

※単独加算について、宿泊期間(入所日及び退所日を除く)、あすなろで日中活動を18時間以上利用した場合は、通常の単独加算に100単位が追加となります。

⑥その他の加算について※

報酬単価 ほうしゅうたんか 報酬単価	報酬単価 ほうしゅうたんか 報酬単価	サービス りようりょう 利用料	介護給付費として市町 そん だいりじりよう 村より代理受領する金 がく 給	自己負担金 じこふたんきん (定率負担) ていりつふたん
短期利用加算*1 たんきりようかさん	30単位/日 たんい にち	321円 えん	286円 えん	32円 えん
送迎加算*2 そうげいかさん	186単位/回 たんい かい	1993円 えん	1,794円 えん	199円 えん
重度障害者支援加算*3 じゅうどしょうがいしやえんかさん	50単位/日 たんい にち	536円 えん	483円 えん	53円 えん
常勤看護職員等配置加算*4 じょうきんかんごしよくいんとうはいちかさん	4単位/日 たんい にち	42円 えん	38円 えん	4円 えん
医療的ケア対応支援加算*5 いりようてき たいおうしえんかさん	120単位/日 たんい にち	1286円 えん	1158円 えん	128円 えん
利用者上限額管理加算*6 りようしやじょうげんがくかんりかさん	150単位/回 たんい かい	1608円 えん	1448円 えん	160円 えん
緊急短期入所受入加算(I)*7 きんきゅうたんきにゅうしやうけい かさん	180単位/日 たんい にち	1929円 えん	1737円 えん	192円 えん
定員超過特例加算*8 ていいんちょうとかとくれいかさん	50単位/日 たんい にち	536円 えん	483円 えん	53円 えん
福祉・介護職員等処遇改善加算*9 ふくし かいごしよくいんとうしやうぐかいぜんかさん		基本料金・加算の合計金額に159/1000円を掛けた金額 きほんりようきん かさん ごうけいきんがく えん か きんがく かんきやうしやうせいなど おこな さい ねんかん にちい ない りよう		

*1 サービス利用に当たってのアセスメント、環境調整等を行った際、年間30日以内の利用について算定されます。

*2 送迎を行った場合に算定されます。

*3 重度障害者への支援を行った際に算定されます。

*4 看護職員を常勤で1人以上配置した際に算定されます。

*5 医療的ケアを要する利用者様に対し、常勤看護職員が看護を提供した場合に算定されます。

*6 月額上限管理に関しましては、ご利用されている事業所にて管理いたします。

複数のサービスをご利用されている方は1つの事業所に依頼して頂きますようお願いいたします。
上限管理施設・事業所決定後、他の事業所と連携し、管理させていただきます。

*7 介護を行う介護者の急病などの理由により、短期入所を緊急利用した場合に緊急利用開始日から7日間を限度として算定されます。(やむを得ない事情がある時は14日まで延長可能)

*8 介護者の急病などの理由により、利用定員を超えて短期入所の緊急利用を行った場合に10日間を限度に算定します。

*9 各月の全利用者の総単位数にサービス別の加算率を乗じた単位数が算定される。

*介護給付額に変更があった場合は、変更された額にあわせて利用者の負担額を変更します。

*生活保護・低所得1・2の対象者及び一般の一部の対象者は食費の軽減が適応されます。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等支給外サービス利用料金

・光熱水費…………… 宿泊105円/1日

・日用品費(ティッシュペーパー、シャンプー、石鹸等)…………… 宿泊52円/1日

・食費①……………朝食360円、昼食640円、間食(おやつ)100円、夕食590円

・食費②……………朝食260円、昼食460円、間食(おやつ)70円、夕食420円

※食費②に関しましては、食事提供体制加算対象者の食費になります。

・連絡帳ポーチ……………108円

・連絡帳ファイル……………100円

・文書代……………200円

・コピー代……………20円

・その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費(衣類、おむつ代等)

(3) 利用者負担の減免について

利用者負担に関する月額上限

1ヶ月あたりのサービス利用に係る「定率負担」については、所得に応じて4区分の月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

所得区分		負担上限月額
*生活保護	生活保護受給世帯	0円
*低所得	市町村民税非課税世帯	0円
*一般1	市町村民税非課税世帯(所得割16万円未満)	9,300円
*一般2	上記以外	37,200円

*印の詳細については在住の障がい福祉課にお問い合わせ下さい。

(4) サービスの利用取り消し(キャンセル料)について

利用者がサービス利用を取り消し(キャンセル)する場合は利用予定日前日の午後5時までに申し出下さい。尚、前日の午後5時以降の申し出の場合、下記のキャンセル料を頂く場合があります。

- ① キャンセル料 食材料費の実費相当額(利用時間に応じて)
(朝食:260円 *昼食:460円 おやつ:70円 *夕食:420円)

(5) 支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、26日までにお支払い下さい。

事業者は、利用者の方から利用料金の支払いを受けたときは、利用者の方に領収書を発行致します。但し、銀行振り込みの場合は、振り込み書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書を発行致します。お支払い方法は、自動口座引き落とし、現金窓口払い、銀行振り込みの3通りの中からご契約の際に選べます。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、各市町村の障がい福祉課等へ申し出を行い、障がい程度区分の決定及び受給者証の発行を依頼して下さい。当施設とは、受給者証の発行後、短期入所事業に関わる重要事項の説明の上に契約を結びサービスの提供を開始します。

(2) 再接触について

- 利用者の身体・精神状況を職員が把握及び理解し、安全に過ごして頂く為、1年に1回は利用をお願いします。尚、契約締結後及び最終利用日から1年に1度の利用が無い場合は、再接触終了後からの利用となります。

(3) サービスの終了

① 利用者の方のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日について当施設職員に事前にご相談下さい。但し、次の事由に該当する場合には文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

- 当施設が正当な理由がなくサービスを提供しない場合。

- 利用者又はその扶養義務者の方がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上滞納し、期限を定め再三催促したにも関わらず、その期限までにサービス利用料の支払いをしない場合。

- 利用者の方が正当な理由がなくサービスの中止をたびたび繰返した場合。

- ・利用者や家族の方が当施設や当施設サービス従事者に対して、この契約を継続し難いほどの不信行為を行なったと認める場合。
- ・天災、災害その他やむをえない理由により施設を利用することができない場合。

②当施設の都合でサービスを終了する場合

利用者の方に対して適切なサービスを提供することが困難な場合等やむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知致します。但し、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

- ・当施設が守秘義務に違反した場合。
- ・当施設が利用者、その家族の方に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合。
- ・当法人が破産した場合。
- ・利用者の方が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律適用施設に入所が決定した場合。
- ・利用者の方が受給者証の資格を喪失された場合。
- ・利用者の方がお亡くなりになった場合。

7. 当施設の事業の特徴等

(1) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
男性介護職員の配置	あり	同性介助を行います。
時間延長の可否	あり	
従業員への研修の実施	あり	毎月1回程度研修を実施します。
サービスマニュアルの作成	あり	

(2) サービス利用にあたっての留意事項

送迎時間の連絡	送迎時間変更の連絡は前日の午後5時までにお願いします。
医療的ケアの必要な方	医師の診断書が必要となります。
体調確認	毎朝、ご家庭で体調のチェックをお願い致します。
体調不良等による サービスの中止・変更	体調不良等でやむをえず施設利用をされない場合には、早急に ご連絡下さい。
食事のキャンセル	体調不良等でやむをえず食事サービスを利用されない場合には、 早急にご連絡下さい。
飲酒・喫煙	館内は禁煙です。飲酒はご遠慮願います。
金銭・貴重品の管理	原則的には利用者又は家族の方でお願いします。
設備・器具の利用	設備・器具のご利用にあたっては、指導員の指示に従ってご利用 願います。故意に壊した場合は、弁償していただきます。
宗教活動	施設内ではできません。
ペット	施設内には持ち込めません。

※預かり金に関しましては、やむを得ない事情に限り鍵付きロッカーにて保管させていただきます。

8. 緊急時の対応方法

1. 当施設が利用者に対して行うサービス提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。また、当施設が利用者に対して行ったサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

また、サービス提供中に体調の変化等があった場合は、併設する特別養護老人ホーム豊中あいわ苑診療所で診察を受けることができます。

サービス利用中に、ご利用者様同士のトラブル等で出血を伴う怪我をされた場合は血液検査を行う場合があります。

医療機関の受診を行った際には、ご家族の方へご連絡致します。

※当施設の賠償保険・・・三井住友海上火災保険株式会社 保険内容：福祉事業者総合賠償責任保障

・協力医療機関名

医療機関名	住 所	電話番号
医療法人善正会 上田病院	豊中市庄内幸町4-28-12	06-6334-0831
医療法人愛仁会 千船病院	おおさかしにしよどがわくふくまち 大阪市西淀川区福町3-2-39	06-6471-9541
医療法人愛仁会 井上病院	すいた し え き ちよう 吹田市江の木町16-17	06-6385-8651

9. 非常災害対策

・非常時の対応

指導員等の指示に従っての行動をお願いします。

・防災設備

消防法により規程されている防災設備を設置しております。

・防災訓練

消防法による年2回の定期防災訓練を実施します。

・防災計画

消防署への届け出日：令和4年4月1日

防災管理者：中川 仁

※当施設の賠償保険・・・三井住友海上火災保険株式会社 保険内容：福祉事業者総合賠償責任保障

10. 施設利用者様の個人情報保護と秘密保持について

(1)事業者及び事業者の使用する者(以下「従業員」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

また、短期入所サービスを円滑に提供するため、他の障がい福祉サービス事業者等との情報の共有が必要な場合があります。事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で用いる等、利用者の個人情報を他の障がい福祉サービス事業者等に提供しません。

(2)個人情報の利用目的について

当施設では、利用者様の個人情報を下記の目的で利用させていただくことがございます。これら以外の目的で利用させていただく必要が生じた場合には、改めて利用者様からの同意をいただくことにしています。

①短期入所 サービス提供

・当施設での短期入所サービスの提供

・当該利用者に短期入所サービスを提供する他のサービス事業者や居宅介護支援事業所やグループホーム等との連携

・その他の業務委託

・家族等への心身の状況説明

②介護給付費請求等のための事務

- ・当施設での介護給付費等に関する事務及びその委託
- ・大阪府国民健康保険団体連合会への介護給付費等請求書提出
- ・各市町村や国民健康保険団体連合会からの介護給付費等請求に関する利用者状況の確認等の照会・回答
- ・損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等
- ・受給者証に関する行政機関による利用者の確認及び照会・回答

③当施設の管理運営業務

- ・会計・経理
- ・事故等の報告
- ・当該利用者のサービスの向上
- ・入退所等の管理
- ・その他、当施設の管理運営業務に関する利用

④その他

- ・業務の維持改善のための基礎資料
- ・当施設内において行われる介護技術実習への協力
- ・短期入所サービスの質の向上を目的とした施設内外での事例研究
- ・行政機関等による外部監査機関への情報提供
- ・公費受給者に関し行政機関等への利用者状況の確認や照会

11. 虐待防止

事業者は、障がい者虐待防止法に則り、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を管理者とします。
- ②障害者虐待防止法に則り職員の人権意識・知識や技術の向上に努めます。
- ③倫理綱領・行動規範等を作成掲示し職員に周知徹底します。
- ④研修を通して、職員の人権意識の高揚及び職員の知識や技術の向上を図ります。
- ⑤個々に応じた支援について検討を行い、実施、評価します。
- ⑥職員が支援に当たったの悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備を行います。
- ⑦虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について職員へ周知徹底します。

豊中市障害者虐待防止センター 電話 06-6863-7060 FAX 06-6863-7063

12. 身体拘束防止について

事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる必要な措置を講じます。

- ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について、職員へ周知徹底します。
- ②身体拘束等の適正化のための指針を作成し、職員に周知徹底します。
- ③職員に対する身体拘束等の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画等)を行い、研修を通して、職員の人権意識の高揚及び職員の知識や技術の向上に努めます。

13. 差別防止について

事業者は、障害者差別解消法に則り、障がい理由として不当な差別的取り扱い等の防止や合理的配慮を提供するために次に掲げる必要な措置を講じます。

① 差別防止に関する責任者を管理者とします。

② 職員に対する差別の防止及び合理的配慮についての考え方を啓発・普及する為の研修(研修方法や研修計画等)を行い、職員の人権意識の高揚及び職員の知識や技術向上に努めます。

③ 倫理綱領・行動規範を掲示し職員に周知徹底します。

豊中市障害福祉課

電話 06-6858-2229

FAX 06-6858-1122

14. サービス内容に関する苦情解決の体制及び手順

苦情または相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を行います。

相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。

対応内容に基づき必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する場合はその旨を翌日までには連絡します。)

① 当事業ご利用者相談・苦情窓口

窓口担当者

管理者

電話 06-6866-4830

FAX 06-6866-4830

解決責任者

管理者

電話 06-6866-4830

FAX 06-6866-4830

第三者委員

安藤 忠

電話 078-581-7909

FAX 078-581-7909

第三者委員

迎 和明

電話 090-5159-6428

FAX 06-6849-6710

② 豊中市の苦情窓口

豊中市障害福祉課

電話 06-6858-2229

FAX 06-6858-1122

豊中市健康福祉サービス苦情調整委員会

電話 06-6858-2815

FAX 06-6854-4344

吹田市の苦情窓口

吹田市障害福祉課

電話 06-6384-1231

FAX 06-6385-1031

箕面市の苦情窓口

箕面市健康福祉部

総合保健福祉センター

電話 072-727-9506

FAX 072-727-3539

③ 大阪府の苦情窓口

大阪府社会福祉協議会営業適正化委員会事務局

電話 06-6191-3130

*4階の事務所前にご意見箱を設置しています。

FAX 06-6191-5660

15. 第三者評価の実施状況

【実施日:2017年 3月 10日】 【評価機関名:大阪府社会福祉協議会】

【結果の開示状況: 福祉サービス第三者評価結果一覧にて開示】

16. 法人内施設の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 愛和会
代表者役職・氏名 理事長 高岡 秀幸

本部所在地・電話番号 大阪府豊中市寺内1丁目1番10号 06-6866-2941

法人の事業内容

あすなろ(短期入所)

日中一時支援事業あすなろ

あすなろ(生活介護)

多機能型事業所あすなろ(就労継続支援B型)(生活介護)

相談支援事業あすなろ

特別養護老人ホーム 豊中あいわ苑

豊中あいわ苑デイサービスセンター

介護老人保健施設 きんもくせい

ケアハウス 花みずき

ケアプランセンター あいわ

訪問介護ステーション あいわ

緑地地域包括支援センター

あいわ訪問看護ステーション

高槻あいわ保育園

わたし ほんしよめん もと しょう ふくし じぎょう
私は、本書面に基づいて障がい福祉サービス事業あすなろ（短期入所）の職員（ ）より
じょうき じゅうようじ こう せつめい う しょうにん
上記の重要事項の説明を受けたことを承認します。

せつめい び せいれき ねん がつ にち どうい ひ せいれき ねん がつ にち
説明日 西暦 年 月 日 同意日 西暦 年 月 日

サービス提供開始日 ねん がつ にち

利用者

<住所> 〒

<氏名>

だいに んなど
代理人等

<住所> 〒

<氏名>

<続柄>

あすなろ（短期入所）の提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

じぎょうしゃ じぎょうしゃ
事業者 <事業者>

<住所>

<説明者>

しゃかい ふくし ほうじん あい わ かい
社会福祉法人 愛和会

あすなろ （ 短期入所 ）

とよ な か して らう ち い ち ち ょ う め ばん ごう
豊中市寺内一丁目1番10号

こう ふ び せいれき ねん がつ にち
交付日 西暦 年 月 日